

## 窓口等での取引時確認に関するご協力のお願い

当金庫では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および金融庁より2018年2月に公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、本人確認書類のご提示、ご職業、お取引の目的、お客さまに関する情報等の確認(「取引時確認」といいます)をさせていただいております。

確認にあたり、必要な書類のご提示をいただき、コピー(写し)を取らせていただくようお願いしております。ご理解ご協力くださいますようお願い申し上げます。

### 1. 取引時確認が必要となるお取引

- ・預金口座の開設
- ・融資のお申込み
- ・債券・投資信託口座の開設
- ・貸金庫のお取引
- ・出資のお申込み
- ・でんさいネットのお申込み
- ・取引変更届のお手続き
- ・10万円を超える現金振込、持参人払式小切手の現金払い
- ・200万円を超える現金入出金、振込、両替
- ・自己宛小切手による現金払い
- ・外国為替のお取引(信金中央金庫取次になります)

※上記のお取引以外にも確認させていただく場合があります。

※すでにお取引いただいている方についても、改めて確認させていただく場合があります。

### 2. ご留意いただきたい事項

- ・過去に確認がお済みになったお客さまにつきましても、改めて本人確認事項等を確認させていただく場合があります。
- ・お客さまの資産・収入の状況、お客さまやそのご家族等が外国政府等において重要な公的地位(外国PEPs)にあるかどうかを確認させていただく場合があります。
- ・特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合や外国PEPsにあたる場合は、過去に確認がお済みになったお客さまにつきましても、確認事項の再確認をお願いすることがあります(その際には複数の本人確認書類のご提示をお願いする場合があります)。
- ・法令等で定められた方法の他、信用金庫所定の方法による確認をお願いすることがあります。
- ・確認事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、法令等により禁じられております。
- ・取引時確認ができないときは、お客さまとのお取引ができない場合があります。
- ・確認事項に変更が生じた場合には、お取引店までお申し出ください。

(個人・個人事業主のお客さま)

### 3. 個人のお客さまの確認事項

個人のお客さまに以下の項目を確認させていただきます。

確認事項	お持ちいただくもの(原本)	追加でご提示いただく場合があるもの
氏名・住所・生年月日	本人確認書類(有効期限内、または6か月以内に発行されたもの)	運転免許証 マイナンバーカード 等
お取引いただく目的 ご職業	窓口等でお伺いします。	
<b>ご本人以外の方がご来店された場合</b> 上記事項に加えて、ご来店された方の氏名・住所・生年月日	本人確認書類(有効期限内、または6か月以内に発行されたもの)	運転免許証 マイナンバーカード 等
ご来店された方が代理人として取引を行う場合	同居の親族とわかる書面(住民票の写し等) 委任状 等	ご本人にお電話等することにより確認させていただくこともあります。
<b>日本国籍をお持ちでない方</b> 国籍・在留資格・在留期間	在留カード 特別永住者証明書 等	在留期間(満了日)まで3か月未満の場合、お取引をお断りさせていただくことがあります。

※在留カードを更新した場合は、更新後のカードをお持ちいただき、速やかに窓口へ届け出てください。

### 4. 個人事業主のお客さまの確認事項

個人事業主のお客さまに、個人のお客さまの確認事項に加え、以下の項目を確認させていただきます。必要となる書類のご準備等をお願いいたします。

※事業内容やお取引の国・地域等により追加の資料をご提示いただく場合がございます。

確認事項	お持ちいただくもの(原本)	追加でご提示いただく場合があるもの
事業内容 屋号 主たる事業所の所在地	窓口等でお伺いします。	(許認可、届出等の必要な事業を行っている場合) 各許認可、届出等の完了が確認できる書類 ・主たる事業所の不動産謄本 ・不動産の賃貸契約書 等
<b>ご本人以外の方がご来店された場合</b> ご来店された方の氏名、住所、生年月日	本人確認書類(有効期限内、または6か月以内に発行されたもの)	運転免許証 マイナンバーカード 等
ご来店された方が手続き者として取引を行う場合 ※従業員が手続き者として取引を行う場合	委任状 ※書面により、個人事業主のために手続きされていることを確認させていただきます。	

(個人・個人事業主のお客さま)

また、お取引のために来店される方の確認方法を以下の通り変更いたします。

- ・ご来店のお客さまが代理人としてお取引を行う場合は、委任状が必要です。  
委任状をご持参された場合は、ご本人さまへお電話をかけること等により、ご来店された方が代理人であることを確認させていただきます。

## 5. 本件に関する問合せ先

- ・お手続きや書類の授受等に関するお問合せ

知多信用金庫 のお取引店窓口へお願いいたします。

<https://www.chitashin.co.jp/tenpo/>



- ・本制度に関するお問合せ

知多信用金庫 マネー・ローンダリング担当

フリーダイヤル 0120-328-456

平日 9:00 ~ 17:00

以上